

[寄 稿 : 査読付]

『枕草子』 「積善寺供養」 段の 「二条宮」 の再検討

徐 迎春*

An Reexamination of Nizyounomiya in "Sakuzennzikuyou"
of Makuranosousi

Yingchun XU*

Abstract

The section entitled "Sakuzennzi" in Makuranosousi describes the prosperity of Tyuukannpaku's family. Tyuuguu returned from the royal palace to Nizyounomiya on February 21, the fifth year of syouryaku, when the Buddhist service was held at Jisonji Temple. Nizyounomiya is the actual residence of Mititaka at the season of buddhist activities at the Jisonji Temple, as documented in journals such as Nihonnkiryaku and Syouyuuki. The location of the Nizyounomiya can be roughly inferred from these resources. However, the annotated version of Makuranosousi follows the propositions by Tuoda Humie, Hagitaniboku and Masudasigeo that Tyuuguu is equal to 二条北宮. Investigations indicate Isida Zyouzi's claim needs further discussion although it is not widely accepted. This paper reexamines the location of Nizyounomiya and that of the Yisyuu Mansion, mentioned in the papers by Masuda and Tunoda, and clarifies the exact location of Mititaka's mansion.

KEY WORDS : Makuranosousi, Sakuzennzikuyou, Nizyounomiya, Nihonnkiryaku, Syouyuuki

はじめに

周知のように「積善寺供養」段は『枕草子』の中で中関白家の栄華を活写する一段として知られている。正暦五年二月廿一日に行われた積善寺供養に際して、中宮定子（¹）はひとまず宮中から「二条宮」へ退出する。清少納言はその「二条宮」について次のように描述した。

関白殿、二月廿一日に、法興院の積善寺といふ御堂にて、一切経供養せさせたまふに、女院もおはしますべければ、二月朔のほどに、二条の宮へ出でさせたまふ。（中略）つとめて、日のうららかにさし出でたるほどに、起きたれば、白うあたらしう、をかしげに造りたるに、（中略）小家などいふもの多かりけるところを、いま造らせたまへれば、木立など、見どころあることもなし。ただ、宮のさまぞ、気近うをかしげなる。二条大路は平安京内裏の南を東西に走る大路である。平安京の上流貴族達は好んで二条大路の両側に邸宅を構え、また邸宅はしばしば大路の名を冠して呼ばれたため、二条大路両側の邸宅には「二条殿」、「小二条殿」など、時が隔たれば紛らわしくなる名称も少なくない。冒頭に引用した『枕草子』の「積善寺供養」段の「二条宮」の位置もその一つである。

一、

「二条宮」は道隆が「積善寺供養」の際、実際に利用した邸宅であり、『日本紀略』、『小右記』をはじめとする文献にその名が見出される。それらの記録類によつて、「二条宮」の位置はある程度まで推定できる。しかし、記録類の記述は必ずしも一致せず、それぞれに微妙な相違を示して、「二条宮」の具体的な検証はかえつて難しくなっている。「二条宮」の正確な位置については今だにはつきりした知見が得られていない。

まず「二条宮」に関する先行研究の検討から始めたい。石田穰²氏は角川文庫『枕草子』の補注において、次のように述べている。

『日本紀略』正暦三年十一月二十七日の条に、「今日、中宮自内裏遷御新造二条院」とあるから、この時より一年ちよつと前に落成した新

邸である。『日本紀略』長徳二年六月八日の中宮御所焼亡の記事に「東三条院東町世号二条宮」とあり、三巻本動物にも「東三条之東町、今鴨院也。世称二条宮」とあるから、東三条院の東の町に造営されたものと思われる。ただし、長徳二年六月に焼亡したのは、『小右記』に「二条北宮」と呼ばれている所で、ここにいう二条の宮とは別と考へべきものようである。

氏は、積善寺供養の際、中宮定子が退出した「二条宮」は、一年前に新造された「二条宮」ではあるが、長徳二年六月に火災を蒙った、後掲『小右記』記するところの「二条北宮」とは別であるという。

それに対して、角田文衛氏は、「二条宮」において、中関白家の二条第が左京三条三坊八町を敷地としており、中宮・定子の「二条の宮」（もしくは二条北宮）がその北半に、そして伊周の住んでいた南家がその南半に建っていたことは、以上の考察を通じて明白であつて、そこには殆ど問題はないと言つてよからう。

と、「二条宮」は「二条北宮」と同邸だと判断している。

また、萩谷朴氏は、『新潮古典集成 枕草子』で、左京にあり、二条南、町尻東に南北二町を占める鴨院（東三条院の東町）の北一町に、正暦三年冬、道隆が中宮のために新造した所。二条北宮ともいう。中宮は、正暦三年十一月二十七日から十二月七日までと、同五年二月初旬から十三日まで、さらに長徳二年三月四日から六月八日の焼亡まで、ここにおられた。二条北宮焼亡に際して、中宮は公経法師宅へ避難し、次いで高階明順の小二条宅へ渡御された。

と、述べており、同氏はまた、『枕草子解環』において、二条北宮焼亡以後、二条北宮にかかわる記録のないことは勿論、二条宮に関しての中宮（在住の記録もない）ということは、やはり、「二条宮」と「二条北宮」とが同一物件の別称であるからであるといわねばなるまい。

と、石田氏とは異なつて、「二条宮」と「二条北宮」とを同一視している。この見解は、次に掲げる増田繁夫氏にも受け継がれている。

長徳元年正月九日にその二条第あたりで火事があつた。その記録に「撰

政内大臣二条第并鴨院等焼亡」(日本紀略)とあるのは、道隆と伊周の二条第とその南町の鴨院が焼けたことであり、また「内府住家之南家関白家新造所及鴨院冷泉院御在所也」(小右記)とあるのは、この二条第は南北に二区画されていて、北の区画に内大臣伊周が住んでいたが、焼けたのは新造の道隆の「南家」とその南町の鴨院である、(中略)定子の御所は「二条北宮」とも呼ばれて、この二条第内の北の区画にあり、その寝殿が中宮の御在所で、西対に伊周が居住していた(小右記・長徳二年四月二十四日)。(藤原伊周の生涯)

ただし、角田、萩谷、増田三氏は、「二条宮」と「二条北宮」を同邸だとする点では一致するものの、伊周の邸宅の位置については一致しない。角田氏は「中関白家の二条第が左京三条三坊八町を敷地としており、中宮・定子の『二条の宮』(もしくは二条北宮)がその北半に、そして伊周の住んでいた南家がその南半に建っていた」(前掲論文)から「南家」としており、萩谷氏は特に指摘がない。増田氏は「定子の御所は『二条北宮』とも呼ばれて、この二条第内の北の区画にあり、その寝殿が中宮の御在所で、西対に伊周が居住していた」(前掲論文)から伊周の邸宅を「二条宮」つまり、「二条北宮」としている。

『枕草子』の現代の諸注は「二条宮」に関してほとんど、角田、萩谷、増田三氏の所説、すなわち「二条宮」≡「二条北宮」という見解を継承している。そして、諸氏が証拠として挙げているのは当時の記録類である。しかし、その記録類を改めて見直してみると、石田氏の所説は、現代の『枕草子』の諸注にはまったく採用されていないものの、再考に値する必要があることに気づいた。以下「二条宮」の位置を再検討することに重点を置きつつ、「二条宮」と深く関わりのある、増田、角田両氏の論文で指摘がある伊周の邸宅をも同時に明らかにすることによって、道隆の二条第の所在を究明したい。

二、

まず『小右記』⁽⁵⁾に見える二条第関連記事を検討する。

「二条第」に関しての記録が、『小右記』に最初に見られるのは正暦三年

(九九二)の記事である。

十一月廿七日、丙辰、晚景参内中宮(藤原定子)亥刻遷御給新宮、二条、経玄暉・朔平・上東等門、自大宮大路南行、自待賢門折東、院西大路折南、自二条大路更折東、入御、自新宮西門内列立、黄牛贖水童二人歩立、其外物等皆如例、(後略)

中宮定子が内裏から里第に遷御するルートを明記している。その里第を「新宮」と、しかも「二条」と記している。

次に、見られるのは、正暦四年の記事である。

正月廿五日、甲寅、時許前大納言重光家焼亡、(藤原伊周)権大納言同宿、乗車馳渡、在撰政新造二条第公卿多会、(後略)

伊周は結婚して重光第に同居していたようだが、その邸第が廿五日に火災を蒙った。それで伊周は「撰政新造二条第」に避難した。ここで二条第を「撰政新造二条第」と明記している。また、長徳元年(九九五)にも二条第に関しての記録が見られる。

正月九日、丙辰、午時許火見南方、其程遠、小選下人走来云、内大臣家者、乍驚乗車馳向、内府住家之南家関白家新造所、及鴨院冷泉院御在所也拂地焼亡、遥か南方に火が見え、下人から内大臣の家に火事があったと実資は報告を受ける。驚いて牛車でかけつけると、火災を蒙ったのは「内府住家之南家」と「鴨院」であったと実資は記している。「内府住家之南家」については、内府の住家である南家、もしくは内府の住家の南にある別の建物という二通りの解釈が可能である。この点は伊周の邸宅を検討する際詳しく分析したい。但し、「内府住家之南家」の割注に「関白家新造所」と記されていることからすると、焼亡したのは道隆が新造した邸宅だと推測される。

『小右記』に見られる二条第に関しての最後の記録は、長徳二年である。

三月四日、甲辰、参内、今夜中宮出御二条北宮、

長徳元年四月六日の道隆の死は、中関白家没落のスタートを意味し、就中、伊周と道長の不和、また続いて発生した伊周と隆家が花山院を射た事件は、中宮定子の内裏での地位を不安定なものにし、結局定子は一旦里に退居する。その里第を『小右記』は「二条北宮」と記している。しかし、長徳元年までに道隆邸に冠せられていた「新」が、長徳二年以降『小右記』に現れた「二

条北宮」には見られない。

「二条北宮」関連記事は同年四月廿四日の項にも見られる。

(前略) 允亮朝臣(推宗)権帥家、(藤原伊周)使等入自東門、(中宮御在所也、二条北宮、門也)西對御居也、仰勅語、(藤原伊周)經寢殿北就

惟宗は配流の勅語を伝えるに伊周邸に向く。その伊周邸の割注に「中宮御在所也、謂二条北宮」と記している。つまり、伊周邸は「二条北宮」とも称していることが推測される。

また、同年六月九日の記録に、

(前略) 戊寅、今暁中宮焼亡、(藤原光)右兵衛督・弼同車馳參、(藤原光)右大臣以下諸卿參会冷泉院、(院号)次參中宮御在所、(藤原伊周)明順朝臣(二条宅)、(中略)或説云、(藤原生)后宮不同車、(傳志)被抱付男等、先度給二位法師宅、自彼宅乘車、移給明順朝臣宅、(後略)

「中宮焼亡」つまり、中宮定子邸宅の焼亡によって、まず二位法師宅に避難し、そこからさらに明順宅に避難した。「中宮焼亡」の「中宮」は四月廿四日の割注を念頭におけば、「二条北宮」と同邸だと判断できる。

以上『小右記』に見られる二条第関連記事を纏めると、長徳元年までの二条第には「新」が冠せられているが(正暦三年十一月廿七日の新宮二条、正暦四年正月廿五日の摂政新造二条第、長徳元年正月九日の関白家新造所)その後、つまり長徳二年以降『小右記』に現れた二条第には「新」が冠せられていない。長徳二年(九九六)以降『小右記』に出現した「二条北宮」も新邸であるが、「新宮」が記録に現れた正暦三年(九九二)から推算すると、新邸であっても長徳二年の時点においては既に新邸とは呼べなくなる可能性がある。

『栄華物語』にも道隆の二条第について以下のように描写している。即ち、かの二条の北南と造り続けさせ給しは、殿のおはしまし折かたへは焼けにしかば、今は一つに皆住ませ給しを、この帥殿の御下りの後、程なく焼けにしかば、この御子なども生れ給ふべかりしかば、平中納言惟仲(が)知る所有りけり、それにぞ女院など仰せられて住ませ給ける。

(巻第五「浦々の別」)

右の『栄華物語』から道隆の二条第は北と南という二つの区画になっているが、二つの邸宅は前後にして焼亡したことが分かる。一つの焼亡は『小右

記』長徳元年正月九日の火災(本論五頁)だと推測される。つまり、『栄華物語』に記される道隆がまだ生きていた時期である。もう一つは『小右記』の長徳二年六月九日の火災(本論六頁)だと推測される。但し、『栄華物語』の「この帥殿の御下りの後」からもう一つの邸宅の火災の時点、伊周が太宰府に左遷された時と思われるが、実は伊周が太宰府に正式に左遷されるのは長徳二年十月十一日(『小右記』)だから、太宰府左遷以前の長徳二年五月十五日、病気により播磨に逗留した時(『小右記』)を言うのであろう。『栄華物語』からは二条第が北と南という二つの邸宅からなっていることは分かるが、二つの邸宅が同時に新造されたかは判明が難しい。それについて、増田繁夫氏は、「藤原伊周の生涯」(前掲論文)で、

この「南の院」の地には、以前から道隆の屋敷があったのだが、入内立后した定子の里第を新築するために、小家のあった北側の地を買収して、二条大路以南の一町を占めるまでにひろげ、その北部に中宮のための御所を、南側に自分の邸を新造したのである。

と北邸と南邸は同時に新造された邸宅だと判断している。しかし、「南家」と「二条北宮」が同時に新造した邸宅だとすれば、これは既に引用(五頁)した『小右記』の正暦四年正月廿五日の記述であるが、その日、伊周はなぜ「二条北宮」に避難せずに、「南家」つまり『小右記』が記した「新造二条第」に避難したかという問題になる。そして、それが突然の避難だとすれば、その後は「二条北宮」に移つてもいいわけであるが、その後の『小右記』を確認しても分かるように、長徳元年正月九日の火事まで伊周が「二条北宮」に住んだ記録は見えない。道隆は「二条宮」を新築する際、「二条北宮」まで手が回らなかつたと思われる。そして、長徳元年正月九日の火災以前の邸宅をすべて「新」を冠して呼ぶのは、元から二条第の北の区画に存在した新築していない「二条北宮」との対比によるものであるうか。

よって、「二条北宮」は道隆が新造した邸宅ではない。道隆が新造した邸宅は『小右記』の記事から考えれば、長徳元年までに存在した邸宅だと判断する。正暦五年二月廿一日、積善寺供養の際に使用した「二条宮」は冒頭で引用したように新邸である。ということは定子が積善寺供養の際に使用した

「二条宮」は長徳元年正月九日までに『小右記』に現れた「新」が冠せられているいづれかの新邸である。長徳二年から『小右記』に現れた「新」が冠せられていない「二条北宮」ではない。

しかし、ここで問題になるのは長徳元年九月までの記事に「新」を付けて記した邸宅が三つあることである。その三つの邸宅が、もし同名で記録されていればそのまま同邸であると断定できるが、正暦三年十一月廿七日は「新宮^{二条}」、正暦四年正月廿五日は「撰政新造二条第^一」、長徳元年正月九日は「関白家新造所」と、それぞれ異なる呼称で示されていることである。「新宮^{二条}」と「撰政新造二条第^一」は日付から考えれば同邸だと判断できる。なお、「新宮^{二条}」は本稿が検討する「二条宮」の呼称に近い。よって、本稿では説明の便宜のため、以下「新宮^{二条}」と「撰政新造二条第^一」を「新宮二条」と称す。そうすると、「新宮二条」を積善寺供養の際に使用した「二条宮」と見なすか、或いは、長徳元年正月九日の「関白家新造所」を「二条宮」と見なすかという問題になる。但し、また「関白家新造所」と「新宮二条」が同邸である可能性もあるので、それが「二条宮」を指す可能性もある。

この問題は、前掲（五頁）の長徳元年正月九日の『小右記』の記事「内府住家之南家」の解釈と関わりがある。以下その問題も合わせて検討したい。まず、同じ長徳元年正月九日の焼亡状況を記す『日本紀略^{（下）}」を参看すると、

「午時丙辰。撰政内大臣二条第并鴨院等焼亡。于^レ時冷泉院御^二座鴨院^一。遷^二御東二条第^一。」

『日本紀略』は「撰政内大臣二条第」と明記している。つまり、この「二条第」は道隆の所有で、息子の伊周が住んでいたと推測される。そうすると、「内府住家之南家」は伊周が住んでいる南家だと解釈できる。ということは、長徳元年正月九日に焼亡したのは伊周が住んでいる南家になるのである。「南家」を『小右記』の割注には「関白家新造所」に記している。以下「関白家新造所」を「南家」と略す。

「南家」について、角田文衛氏は「二条宮」で、

正暦五年二月、清少納言が中宮に随って二条第に滞留していた頃、南家が竣工していたかどうかは不明である。南家は、長徳元年正月において『新造』と記されているから、正暦五年二月には、まだ作事中で、完成

していなかったとみなされる。『権記』の正暦五年八月二十八日条に見える、「於^レ関白二条第、設饗饌」と言う記事は、その年の秋に南家が竣工し、そこで新室の祝いが行われた事実を物語るものであろう。

と指摘しているが、まず、正暦五年八月二十八日の祝いは新室の祝いではない。伊周はこの日に権大納言から内大臣に昇進した。その祝いである。即ち、同日の『日本紀略』に、

宣命。（中略）以^二権大納言同伊周^一為^二内大臣^一。公卿相率向^二内大臣第^一。小二条^一有^二饗禄事^一。

つまり、この「南家」は正暦五年八月の時点においてはすでに存在した邸宅であることが分かる。

なお、『日本紀略』では『権記』が「関白二条第」と記した邸宅を「内大臣第小二条」と記録しているから、伊周の邸宅は「小二条」とも呼ばれたと推測される。この「小二条」については後で詳しく検討する。

また、増田繁夫氏は、「藤原伊周の生涯」で、

南の院の北面にさしのぞきたれば……西の対に殿住ませ給へば」（枕草子・積善寺供養）と見える。ここに「南の院」とあるのは、「二条第の南の区画の「南家」とも呼ばれた屋敷で、前年に東三条南院が焼亡したために、道隆はしばらくその西対に住んでいたのである。

と指摘している。増田繁夫氏は、東三条南院が正暦五年の時点においては焼亡したので、「積善寺供養」段に現れた南院を「南家」と断定している。つまり、「南院」を『小右記』の「南家」と断定している。しかし、当時「南院」と呼ばれる邸宅は東三条第の南院である。この南院は増田繁夫氏が指摘しているように、積善寺供養の際にすでに焼亡している。即ち、正暦四年三月卅日の諸記録を確認すると、

巳時。東三条南院拂^レ地焼亡。撰^{道隆}政家。
東三条南院拂^レ地焼亡。
戊午、辰時許撰政第焼亡、南院

焼亡した東三条第の南院は、一年後の正暦五年に修築される。即ち、

十一月十六日。関白還東三条南院。
しかし、清少納言は「南院」を積善寺供養の際、実際使用した邸宅である

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

（『日本紀略』）

（『百鍊抄』）

（『小右記』）

かのように描写している。即ち、

「御経の事にて、明日渡らせたまはむ」とて、今夜まゐりたり。南の院の北面にさしのぞきたれば、高坏どもに火をともして、二人、三人、三、四人、さべきどち、屏風ひき隔てたるもあり、几帳など隔てなどもしたり。(中略)さて、「まことに寅の時か」と、装束き立ちてあるに、明け果て、日もさし出でぬ。「西の対の唐廂にさし寄せてなむ、乗るべき」とて、渡殿へ、あるかぎりいくほど、まだうひうひしきほどなる新参などは、つつまじげなるに、西の対に殿の住ませたまへば、宮も、そこにおはしまして、「先づ、女房ども車に乗せさせたまふを御覧す」とて、御簾のうちに、宮・淑景舎・三、四の君・殿の上・その御妹三所、立ち並みおはしませふ。

里から帰ってきた清少納言の目に映った場面である。

なお、正暦五年二月、定子の東三条院への行啓があつたことは事実である。即ち『日本紀略』に、

十三日乙未。中宮行啓東三条院。

しかし、これは南院ではない、北院である。定子は南院が焼亡したため、東三条北院へ行啓して、またそこから積善寺への行啓があつたのである。もちろん、東三条北院への行啓は「二条宮」からである。

ここで疑問を抱くのは、清少納言がなぜ實際使つたのは北院なのに、南院と書いたのだろうかという問題である。それは、南院は道隆が兼家の時代からずっと住んでいた邸宅であり、道隆の栄華を表わすこの段において、道隆と由緒ある南院は欠かせない存在だったからではあるまいか。

藤原家に由緒ある東三条南院の修築に一年八ヶ月程も費やしたわけであるから、その合間にまた自分の別邸を新築することはまず無理だと考えたほうが妥当であろう。以上を踏まえて、「新宮二条」と「南家」は同邸であると推定できる。即ち、「新宮二条」は正暦三年十一月の「新宮二条」と正暦四年(九九三)正月の「摂政新造二条第」の略称であるから、「新宮二条」、「摂政新造二条第」、そして長徳元年(九九五)正月九日の「関白家新造所」||「南家」は同邸で、共に二条の新邸を指す。

つまり、道隆の二条第において、「南家」が新築であり、正暦五年二月、

定子が積善寺供養の際、実際使用した「二条宮」である。この「二条宮」は、長徳元年正月九日の火事によって焼亡する。その後、一家は「二条北宮」で生活することになる。その経緯は『栄華物語』から窺われる。即ち、

かの二条の北南と造り続けさせ給しは、殿のおはしまし折かたへは焼けにしかば、今は一つに皆住ませ給しを、この帥殿の御下りの後、程なく焼けにしかば、この御子なども生れ給ふべかりしかば、平中納言惟仲(が)知る所有りけり、それにぞ女院など仰せられて住ませ給ける。

(巻第五「浦々の別」)

「二条北宮」はまた長徳二年六月九日の火事(本論六頁)によって焼亡する。さて、伊周はいつから「南家」、つまり「二条宮」に住むようになったのだろうか。『小右記』正暦四年(九九三)の記事には、

正月廿五日、甲寅、時許前大納言重光家焼亡、^(藤原伊周)権大納言同宿、乗車馳渡、在撰政新造二条第公卿多会、(後略)

南家に住むようになったのは、大体この時期かと推測される。

入内させた娘と息子を一緒に住ませる例は実際当時にあつた。即ち『栄華物語』に、

あべいことどもしたてさせ給て、四条の宮の西の対にて、むこどり奉らせ給ふ。寝殿にてとおぼせど、宮の御前などおはしましきたれば、いまさらになどおぼしめすなるべし。

(巻第十一「ひかげのかづら」)

公任が「四条宮」において教通を婿取りする経緯である。公任は寝殿で婿取りの儀を挙げて、そこに娘たちを住ませる予定であつた。しかし、寝殿は遵子がずっと住んでいたもので、いまさらということでは西対において儀を行わせて、そのまま西対に住ませたのである。この「四条宮」は三条太政大臣頼忠が入内した遵子の為に新造した邸宅である。公任はよく四条大納言と呼ばれているが、何時ごろから「四条宮」に住むようになったかは兎も角として、ここから息子を入内した娘と一緒に住ませる上流貴族において、その住宅の使用一面が窺われる。

以上の検討によって、道隆の新邸、つまり定子の「二条宮」は長徳元年に焼亡したことが分かる。

なお、長徳二年(九九六)以降『小右記』に出現した「二条北宮」も新邸

であるが、「新宮」^二が記録に現れた正暦三年（九九二）から推算すると、新邸であっても長徳二年の時点においては既に新邸とは呼べなくなる可能性について本稿の最初において言及した。其の点について以下詳しく検討したい。

この問題は、先ほど引用した『栄華物語』の「かの二条の北南と造り続けさせ給しは、殿のおはしまし折かたへは焼けにしかば、今は一つに皆住ませ給しを、」の「かの二条の北南と造り続けさせ給し」をどう解釈するかがポイントになる。

増田繁夫氏は、「藤原伊周の生涯」（前掲四頁の論文）で、

この「南の院」の地には、以前から道隆の屋敷があつたのだが、入内立后した定子の里第を新築するために、小家のあつた北側の地を買収して、二条大路以南の一町を占めるまでにひろげ、その北部に中宮のための御所を、南側に自分の邸を新造したのである。

と北邸と南邸は同時に新造された邸宅であると判断している。つまり、「南家」の「二条宮」と「二条北宮」は同時に新築した邸第だと判断する。

しかし、「南家」と「二条北宮」が同時に新造した邸宅だとすれば、これは既に引用（五頁）した『小右記』の正暦四年正月廿五日の記述であるが、その日、伊周はなぜ「二条北宮」に避難せずに、「南家」つまり『小右記』が記した「新造二条第」に避難したかという問題になる。そして、それが突然の避難だとすれば、その後は「二条北宮」に移つてもいいわけであるが、その後の『小右記』を確認しても分かるように、長徳元年正月九日の火事まで伊周はずっとこの「南家」に住んでいた。ということは、道隆の二条第において敷地の大半を占めたのはむしろ「南家」で、後に「二条北宮」と呼ばれた邸宅は手狭な空間だったかと推測される。道隆は「二条宮」を新築する際、「二条北宮」まで手が回らなかつたと思われる。そして、長徳元年正月九日の火災以前の「南家」をすべて「新」をつけて呼ぶのは、元から二条第の北の区画に存在した新築していない「二条北宮」との対比によるものであろうか。

三、

ところが、『枕草子』には「殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来」段の主要な舞台になった「小二条」と呼ばれる邸宅がある。その「小二条」について、三巻本枕草子勘物は以下のように記録している。

小二条、東三条之東町、今鴨院也、世称二条宮、長徳二年六月九日、中宮御所焼亡、渡御明順宅、冷泉北、町尻西、右府参冷泉院、又被参中宮。

（句読点は引用者による。以下同）

ここで、「長徳二年六月九日、中宮御所焼亡、渡御明順宅、冷泉北、町尻西、右府参冷泉院、又被参中宮。」は前掲（六頁）の『小右記』の長徳二年六月九日の記事に似ている。また「東三条之東町、今鴨院也、世称二条宮」は長徳二年六月の『日本紀略』に酷似している。即ち、

八日丁丑。今夜東三条院東町世号「二条宮」焼亡。「仍」中宮定子此間御坐依二今夕火事「渡御亮高階明順宅」。

「小二条」に関しての右の勘物は『小右記』と『日本紀略』の抄出である。しかし、『日本紀略』が指す「二条宮」とも呼ばれる「小二条」は二条大路の南側に位置している、そして、『小右記』が指す「明順宅」である「小二条」は「冷泉北、町尻西」であるから二条大路の北側に位置している。共に「小二条」と呼ばれながら、明らかに違う邸宅である。

この勘物を正しく理解するためには、三巻本勘物の全体の性格を分析する必要がある。実は、三巻本勘物を調べた結果、そのほとんどが人物についての解釈か或いはある日の出来事についての記述である。そのため、ほとんどが日記類か『公卿補任』、『尊卑分脈』からの抄出である。それによって、三巻本勘物は『枕草子』の解釈でありながら、一面客観性を持っていることによつて、かえつて『枕草子』の読者を惑わす場合がある。その一、二例を持つて以下説明する。

例えば、同じ「殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来」段で、殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来、騒がしうなりて、宮もまゐらせたまはず、小二条殿といふところにおはしますに、何ともなく、うたてありしかば、久しう里にゐたり。御前渡りのおぼつかなきにこそ、

なほ得堪へてあるまじかりけれ。右中将おはして、物語りしたまふ。文中の「右中将」について勅物は、

宣方

としているが、これについて石田穰二氏は『枕草子』で、

三卷本勅物には宣方とある。源宣方、正暦五年八月右中将、長徳四年八月歿。当時、日記類に右中将と呼ばれているのは宣方であるが、『枕草子』では宣方は源中将と呼ばれている。(七八一―五六)。経房とすべきであらう。

つまり、石田穰二氏が指摘しているように、当時において右中将は源宣方であるが、しかし『枕草子』では源経房である。勅物は本文に沿った解釈ではなくて、当時において「右中将」と呼ばれた人が誰だったかという客観的な示しに止まっただけである。

また、勅物は一つの資料からの抄出ではない。例えば、「あはれなるもの」段で、

「詣づるほどのありさま、いかならむ」など、つつしみ怖ぢたるに、たひらかに詣で着きたるこそ、いとめでたけれ。烏帽子のさまなどぞ、すこし人わるき。なほ、いみじき人ときこゆれど、こよなくやつれてこそ詣づと知りたれ。衛門佐宣孝といひたる人は、「あぢきなきことなり。ただ淨き衣を着て詣でむに、なでふことかあらむ。かならずよも、『あやうて詣でよ』と、御嶽さらのたまはじ」とて、三月晦に、紫のいと濃き指貫・白き襖・山吹のいみじうおどろしきなど着て、隆光が主殿助なるには、青色の襖・紅の衣・摺りもどろかしたる水干といふ袴を着せて、うちつづき詣でたりけるを、還る人も、今詣づるも、めぐらしうあやしきことに、「すべて昔よりこの山に、かかる姿の人見えざりつ」と、あさましがりし、四月朔に帰りて、六月十日のほどに、筑前の守の辞せしに、なりたりしこそ、「げに、いひけるにたがはずも」と、きこえしか。これは、あはれなることにはあらねど、御嶽のついでなり。「衛門佐宣孝」について勅物は、

宣孝 正暦二年八月筑前守 長徳四年右衛門権佐
八月廿七日兼山城守 長徳三年七月卒

宣孝が正暦二年八月に筑前守になったと「勅物」は記しているが、しかし、『小右記』には正暦元年八月卅日」になっている。また宣孝の卒年を「長徳三年七月卒」にしているが、実は『尊卑分脈』によれば、「長保三年四月廿五日卒」になっている。但し、「長徳四年八月廿七日右衛門権佐兼山城守」は『権記』に同記事が見られる。

このように勅物は諸記録を引用しつつ『枕草子』に解釈を施しているが、その引用の際、誤写も見られる。また、諸記録を引用することによって、その解釈は本文との距離が見られ、却って現代の『枕草子』の読者を惑わす場合もある。

再び「小二条」の勅物にもどれば、勅物は「小二条」と呼ばれた二つの邸宅を記したことになる。一つは、実際世に「二条宮」と称して東三条第の東町、今の鴨院に位置している邸宅である。もう一つは、「殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来」段の舞台になった「明順宅^{（註1）}」である。そして、東三条第の東町、今の鴨院に位置している「二条宮」とも呼ばれる「小二条」は「積善寺供養」の際、定子を使用した「二条宮」と同邸である。これを裏付けるものが本稿（九頁）に掲載した正暦五年（九九四）八月の『日本紀略』にある。即ち、

宣命。（中略）以「権大納言同伊周」為「内大臣」。公卿相率向「内大臣第小二条」有「饗祿事」。

「内大臣第小二条」という言い方は、伊周の邸宅が「小二条」とも称する邸宅、だということであるが、この「小二条」は長徳元年正月九日の焼亡までに道隆の二条第内の南側に位置した「南家」の異名で、『枕草子』の「二条宮」である。

しかし、勅物の「東三条之東町、今鴨院也、世称二条宮」は長徳二年六月九日の記事に酷似していると既に述べたところである。そして、長徳二年六月九日に焼亡した邸宅は『小右記』では「二条北宮」と呼ばれる邸宅で、『枕草子』の「二条宮」ではないことを本稿（12頁）で既に証明した。そうならば、なぜ、『日本紀略』は「二条北宮」を「二条宮」と記したのだろうか。それは、まず、位置から言えば、「二条北宮」は二条大路に面した邸宅である、そして、中宮の定子が住んでいた邸宅であるから「宮」をつけて、「二条宮」

と呼称したのだろう。

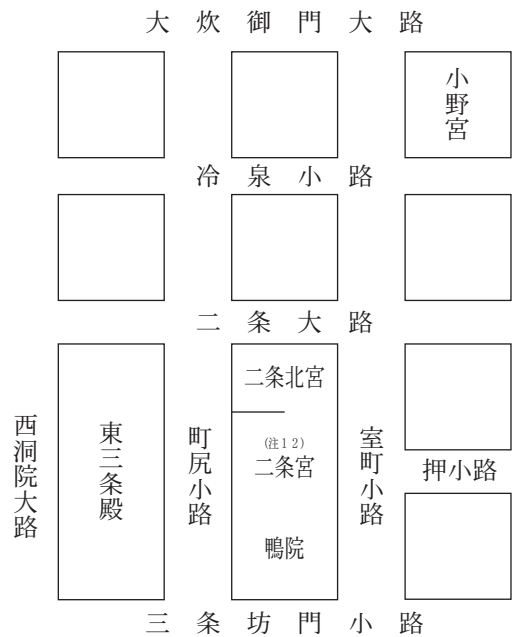
つまり、勘物が指す『枕草子』の「二条宮」と『日本紀略』が指す「二条宮」は定義の範囲が違う。『日本紀略』が指す範囲が広い。

「小二条」に関しての勘物によって、現代の『枕草子』の注釈者はほとんどが「二条宮」＝「二条北宮」という見解を支持してきた。しかし、実は、勘物はその文中において「小二条」は「二条北宮」ではないということをはっきり示す箇所がある。即ち、『小右記』に似ている「小二条、東三条之東町、今鴨院也、世称二条宮、長徳二年六月九日、中宮御所焼亡、渡御明順宅、冷泉北、町尻西、右府参冷泉院、又被参中宮。」の箇所である。ここで、「中宮御所焼亡」は定子が住んでいた「二条北宮」が焼亡したということである。定子はこの日、「二条北宮」の焼亡によって「小二条」と呼ばれる「明順宅」に渡御する。つまり、上記の記録は「二条北宮」が「小二条」と呼ばれていない事実を裏付けていると同時に、また「二条北宮」は「二条宮」と違う邸第であることが自ずから証明できるのではないかと思われる。

おわりに

道隆の「二条宮」の位置を日記記録、歴史物語を参考にして左のよう考えた。⁽¹⁾ 諸氏と違うところは、「積善寺供養」段の主要な舞台になった「二条宮」の位置である。現代の『枕草子』の注釈書は、ほとんどが「二条宮」と「二条北宮」は同邸だと判断しているが、本稿の結論は「二条宮」と「二条北宮」は同邸ではない、つまり、本稿（三頁）の先行研究として挙げた石田穰二氏が指摘したところである。但し、石田穰二氏は「二条宮」の位置について、はっきりした指摘がない。本稿の結論は「二条宮」は『小右記』で「南家」とも呼ばれた場所である。そして、伊周は「二条宮」つまり、「南家」に住んでいたが、それが長徳元年の焼亡によって、「二条北宮」に住むようになったということである。⁽¹⁾⁽²⁾

二条辺りの略図



注・参考文献

- (1) 『枕草子』は廿一日になっているが、『本朝世紀』は廿日になっている。
- (2) 『枕草子』の本文は、萩谷朴『枕草子』（新潮日本古典集成、昭和五四年）による。
- (3) 角田文衛「二条宮」（『角田文衛著作集』第4巻 法蔵館、昭和五九年）
- (4) 増田繁夫「藤原伊周の生涯」（『源氏物語と貴族社会』吉川弘文館、二〇〇二年）
- (5) 『小右記』の引用は大日本古記録による。後に挙げる『日本紀略』の記事も比較的正確には記載しているが、邸宅の呼称については『小右記』に比べると明確性を欠く。よって、本論では『小右記』を主資料とする。
- (6) 『栄華物語』の引用は松村博司『栄華物語全注釈』（角川書店、一九六九・八〇・一九八二・五）による。
- (7) 『日本紀略』の引用は新訂増補国史大系による。

(8) 注(7)に同じ

(9) 田中重太郎『校本枕冊子』別巻(古典文庫、昭和三二年)所収

(10) 萩谷朴「三巻本枕草子実録的章段の史実年時と執筆年時の考証」(『源氏物語・枕草子研究』
と資料』武蔵野書院 平成二年)

氏は(イ)長徳二年七廿一経房任右中将。(ロ)長徳二年七廿道長任左大臣。(ハ)女房の服飾(朽葉・薄色・紫苑・萩)に見る秋色。(ニ)牡丹にかけた『白氏文集』巻九「秋題牡丹叢」の「晚叢白露夕、衰葉涼風朝、紅艶久已歇、碧芳今亦銷、幽人坐相對、心事共蕭条」の句。(ホ)中宮が清少納言に送られた返り咲きの山吹の花びら。(二三九頁)という諸点より、「殿などのおはしまさで後、世の中に事出で来」段を長徳二年七月廿一日以後の秋季のことと考え、その場所を「明順宅」だと判断している。本稿も上記の結論に従う。

(11) 本図は『全訳古語例解辞典』(小学館、昭和六十三年)と『拾芥抄』(明治書店版故実叢書)を参考にして作成した。

(12) 本稿では、『小右記』長徳元年正月九日以前の邸宅―「南家」、^{二条}「新宮」_{二条}、「摂政新造二条第」を「二条宮」と見なす。

Received date 2021年10月25日

Accepted date 2022年1月17日